



3/23 豊頃小学校



3/23 大津小学校



3/24 茂岩保育所



3/15 豊頃中学校



国民年金からのお知らせ

国民年金学生納付特例制度をご存知ですか？

20歳以上であれば学生の方も国民年金に加入しなければなりません。しかしほとんどの学生は所得がありませんので、国民年金に加入しても保険料を納めることが困難です。そこで学生本人の所得が一定額※以下である方が社会人になってから保険料を納めることができる学生納付特例制度があります。

※ 平成23年中の所得基準
118万円+(扶養親族数×38万円)+社会保険料控除等

◇申請手続きが必要です……

学生納付特例制度を利用するには、申請をして承認を受ける必要があります。「国民年金保険料学生納付特例申請書」に必要事項を記入のうえ、住民登録している市区町村の国民年金担当窓口へ提出してください。



手続きに必要なもの

- ① 年金手帳
- ② 印鑑
- ③ 在学証明書または学生証の写し
- ④ 源泉徴収票、確定申告書等の写し
(学生本人に所得がある場合)
- ⑤ 雇用保険被保険者離職者証、雇用保険受給資格者証の写し
(失業したことにより学生納付特例の申請を行う場合)

◇承認を受けると……

学生納付特例期間中の障害や死亡といった不慮の事態には障害基礎年金または遺族基礎年金が支給されます。

学生納付特例期間は老齢基礎年金の受給資格要件には算入されますが、年金額には反映されません。10年以内であれば保険料をさかのぼって納める(追納)ことができますので、満額の老齢基礎年金を受けるためにも、卒業したら忘れずに追納してください。なお、承認を受けた期間の翌年度から起算して、3年度目以降に保険料を追納する場合には、承認を受けた当時の保険料額に経過期間に応じた加算額が上乘せされます。

◇平成24年度も引き続き学生納付特例を希望する方へ……

学生納付特例は、前年の所得を確認して決定されますので、毎年度申請が必要となります。前年度に承認された方で本年度も同じ学校に在学される方には、申請書(ハガキ)が日本年金機構から送付されますので、必要事項を記入の上、返送することにより申請を行うことができます。(在学証明書、学生証の写しの添付不要)ただし、在学される学校等に変更のある方はこの申請書で申請することはできません。

※平成24年4月から学生納付特例を受けるためには5月末日までに手続きしてください。

永住帰国した中国残留邦人・樺太残留邦人の皆様へ

一定の要件にあてはまる60歳以上の中国残留邦人等の方々に、満額の老齢基礎年金を支給する制度があります。この制度が始まった平成20年1月1日時点で一定の要件に当てはまっていた方は、平成24年12月31日が申請の締め切り日となります。まだ、申請がお済みでない方は、厚生労働省中国孤児等対策室 03-5253-1111(内線3468)まで、お問い合わせください。(中国語対応可)

厚生労働省: <http://www.mhlw.go.jp/bunya/engo/dl/zanryukoji12-01.pdf>

問合せ先

役場住民課住民環境係 ☎(574)2213

▽はるにねは見ていた

▽国民年金からのお知らせ

役場だより

